

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新居浜市長 古川 拓哉

市町村名 (市町村コード)	新居浜市 (38205)	
地域名 (地域内農業集落名)	角野・別子山地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

角野地区の耕作者の年齢構成は70代以上が中心であり、耕作者の高齢化が深刻となっている。受け手が少ない状況であるが、現状では、認定農業者・認定新規就農者を中心に受け手のなくなった農地を集積している。今後においても拡大の意向があるものの、水の確保や、進入路がない、住宅が近い、集約ができていない等が問題となっている。また、鳥獣被害がある地域も広がっており、対策経費がかさんでいる。
 別子山地区においては、地域おこし協力隊の導入及び地域団体が中心となり農村振興に向けて取り組んでいるが、過疎高齢化は深刻である。また、鳥獣被害が多い地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

角野地区においては、水稻や里芋、その他露地野菜をメインとして、担い手及び地域の農業者が今後も担っていく。
 別子山地区においては、標高差をいかして平地と出荷時期をずらし、多品目栽培で地域団体を中心に新たな担い手の確保・育成に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置づけられた農業者の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の状況を維持しつつ、担い手がいなくなった農地については、地域の農業者と認定農業者等が担っていく。また、農地の集約に向けても可能な範囲で取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借が発生した際は、原則として農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で大区画化等の大規模整備の要望はない。老朽化している用排水施設等の改修等の小規模な整備を進め、有効利用を図っていく。農道の整備が必要な場所もあるため、整備について要望していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手への集積を中心とするが、地域内の担い手のリタイアにより営農継続が困難となった場合、新たな地区外の担い手の確保等を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--